

## ○越前市水道事業給水条例

平成17年10月1日  
条例第230号

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第10条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第10条の2—第19条)
- 第3章 給水(第20条—第26条)
- 第4章 料金等(第27条—第37条)
- 第5章 管理(第38条—第43条)
- 第6章 貯水槽水道(第44条・第45条)
- 第7章 補則(第46条)

## 附則

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この条例は、越前市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

## (給水区域)

第2条 本市水道事業の給水区域は、[越前市上下水道事業等の設置等に関する条例\(平成17年越前市条例第228号\)第2条第2項第1号](#)に規定する区域とする。ただし、市長が公益上必要と認めるときは市外に給水することができる。

(平18条例18・令元条例32・一部改正)

## (給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため、市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

## (給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸若しくは2箇所以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

## (給水装置の申込者及び所有者の代理人)

第5条 工事の申込者及び給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は市長が必要があると認めるときは、工事の申込者及び給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため市内に居住する代理人を置かなければならない。

## (総代理人の選定)

第6条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、料金の支払その他水道の使用に関し必要な事項を処理されるため、総代理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 共用給水装置を使用する者
- (3) [前2号](#)に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

2 市長は、[前項](#)の総代理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

## (同居人等の行為に対する責任)

第7条 給水装置の使用人は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についてもこの条例に定める責めを負わなければならない。

## (権利義務の承継)

第8条 給水装置の所有権を承継したものは、これに付随する工事費、修繕費等の納付義務とともに承継したものとする。

## (給水装置の管理)

第9条 給水装置の使用人又は所有者は、常に注意をもって、水が汚染され、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めるときは、直ちに修繕その他必要な処置を市長に請求しなければならない。

- 2 前項の規定による請求がなくても市長が必要があると認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。
- 3 前2項の修繕その他に要した費用は、給水装置の使用者又は所有者の負担とする。ただし、特別の場合は、市長の認定によってこれを徴収しないことができる。
- 4 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、給水装置の使用者又は所有者の責任とする。

(第三者の異議についての責任)

第10条 給水装置の設置又は管理に関し第三者の異議があっても、市は、その責めを負わない。

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(技術者による監督を行う水道の布設工事)

第10条の2 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第12条第1項の規定により定める技術者による監督を行う水道の布設工事は、法第3条第10項に定める水道の布設工事とする。

(平24条例32・追加)

(布設工事監督者の資格)

第10条の3 法第12条第2項の規定により定める布設工事監督者の資格は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)第5条に定める資格とする。

(平24条例32・追加、令2条例11・一部改正)

(水道技術管理者の資格)

第10条の4 法第19条第3項の規定により定める水道技術管理者の資格は、令第7条に定める資格とする。

(平24条例32・追加、令2条例11・一部改正)

(構造及び材質)

第11条 給水装置の構造及び材質は、令に定める基準に適合しているものでなければならない。

(平24条例32・一部改正)

(工事の申込み)

第12条 給水装置の新設、増設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)及び撤去工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申込みについて市長が必要があると認めるときは、利害関係人の同意する書類の提出を求めることができる。

(平24条例32・一部改正)

(工事の施行)

第13条 給水装置工事は、市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、市長が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第13条の2 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又

は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費用の負担)

第14条 工事に要する費用は、申込者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用の一部又は全部を負担することができる。

(工事費の算出方法)

第15条 市が施行する工事に要する費用は、材料費、労力費、道路復旧費、間接経費とする。

2 前項に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項のほか、工事費の算出に関して必要な事項は、別に市長が定める。

(工事費の前納)

第16条 市長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた場合については、この限りでない。

(給水装置の所有権)

第17条 市において工事を施行した場合における給水装置の所有権は、工事費完納のとき申込者に帰属する。

(工事費未納の場合の措置)

第18条 市が施行した工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、市長は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により給水装置を撤去した後、なお、損害があるときは、工事申込者は、市にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更)

第19条 配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても市が施行することができる。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第20条 市長は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。

2 市長は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(水道メーターの設置)

第21条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、市が定める。

(メーターの貸与)

第22条 メーターは、市が設置し、給水装置の使用者、総代人又は所有者(代理人を含む。以下同じ。)に貸与し、保管させる。

2 前項の規定によりメーターを保管することとなる者(次項において「保管者」という。)は、常に注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、市長が定める損害額を弁償しなければならない。

(平24条例32・一部改正)

(届出)

第23条 給水装置の使用者、総代人又は所有者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を開始し、中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 消防演習のため消火栓を使用するとき。
- (3) 臨時用に使用するとき。

第24条 給水装置の使用者、総代人又は所有者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し引き続いて使用するとき。
- (2) 給水装置の用途に変更があったとき。
- (3) 総代人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (4) 給水装置の所有権の変更があったとき。
- (5) 共用給水装置の使用戸数又は箇所数に異動があったとき。
- (6) 消火のため消火栓を使用したとき。

(消火栓の使用)

第25条 消火栓は、消火及び消防演習又は特に市長の許可を得た場合に限り使用することができる。

2 前項の規定により消火栓を消火以外に使用するときは、市係員の立会いを受けなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第26条 給水装置の機能又は水質について使用者、総代人又は所有者から検査の請求があったときは、市が、これを行い、検査の結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要するときは、その実費を徴収する。

#### 第4章 料金等

(料金の支払義務)

第27条 水道料金(以下「料金」という。)は、給水装置の使用者又は総代人から徴収する。

2 共用給水装置を使用する者は、料金について連帯してその納付義務を負うものとする。

(料金)

第28条 料金は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 専用給水装置及び共用給水装置の使用に係る料金 別表第1の給水料金に基づき算出した料金に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を加えた額
- (2) 私設消火栓の使用に係る料金 別表第2の私設消火栓料に基づき算出した料金に消費税等相当額を加えた額
- (3) 臨時用の使用に係る料金 別表第1の給水料金のうち臨時用の料金に基づき算出した料金に消費税等相当額を加えた額

(平19条例35・一部改正)

(料金の算定)

第29条 料金は、毎年度を6期に分け、每期定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ市長が定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、その使用水量を1期分として計算する。

2 前項の使用水量は、各月均等とみなし、料金は前条の規定に基づき各月ごとに計算した額の合計額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、定例日以外の日にメーターを点検することができる。

(水量の認定)

第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第31条 月の中途において水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの料金は、次の各号により各々算定した給水料金に消費税等相当額を加えた額とする。

(1) 使用日数が15日を超える場合は、1箇月分とする。

(2) 使用日数が15日以下の場合は、半月分とする。

2 水道の使用について中止又は廃止の届出がないときは、これを使用しない場合でも料金を徴収する。

(平19条例35・一部改正)

(料金の前納)

第32条 臨時給水その他で市長が必要があると認めたときは、給水装置の使用申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。

2 [前項](#)の料金は、使用中止又は廃止のときに精算する。

(料金の徴収方法)

第33条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により每期徴収する。ただし、市長が必要があると認めたときは、この限りでない。

2 使用を中止、廃止又は給水を停止したときは、その都度料金を算定し、徴収する。

(加入金)

第34条 加入金は、給水装置の新設又は改造(メーター口径を増す場合に限る。)をする者から徴収する。

2 加入金の額は、[別表第3](#)のメーター口径別に各々定める金額に消費税等相当額を加えた額とする。ただし、改造に係る加入金の額は、新口径に対応する加入金の額から旧口径に対応する加入金の額を差し引いて得た額とする。

3 加入金は、当該工事の申込みの際徴収する。ただし、工事申込み後の設計変更によりメーター口径を増した場合の不足の加入金は、設計変更の際徴収する。

4 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事を取りやめた場合又は工事申込み後の設計変更により生じた差額については、この限りでない。

(平19条例35・一部改正)

(手数料の徴収)

第35条 再開栓手数料は、現に中止している給水装置の使用を再開するときに1件につき1,500円に消費税等相当額を加えた額を徴収する。

2 工事検査手数料は、[第13条第2項](#)の工事検査をするときに、配水管から給水管を分岐する工事の場合は1件1回につき2,000円に、それ以外の工事の場合は1件1回につき1,500円に各々消費税等相当額を加えた額を徴収する。

(平19条例35・平23条例6・一部改正)

(指定給水装置工事事業者申請手数料)

第35条の2 [法第25条の2第1項](#)の規定により[法第16条の2第1項](#)の指定の申請をしようとする者又は[法第25条の3の2](#)の規定により[法第16条の2第1項](#)の規定による更新を行なおうとする者は、1件につき10,000円の指定給水装置工事事業者申請手数料を支払わなければならない。

(平23条例6・追加、令2条例11・一部改正)

(料金等の端数処理)

第36条 この条例において工事費以外の料金その他の金額を算定する場合において、当該最終額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(料金等の軽減又は免除)

第37条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査及び費用負担)

第38条 市長は、管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、適当な措置をさせることができる。

2 [前項](#)に要する費用は、措置をさせられたものの負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第39条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、[令第6条](#)に規定する

給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、[法第16条の2第3項](#)の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(令2条例11・一部改正)

(給水の停止)

第40条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が[第9条第3項](#)の修繕費、[第15条](#)の工事費又は[第28条](#)の料金を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が正当な理由がなく、[第29条](#)の使用水量の計量又は[前条](#)の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第41条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が90日以上所在不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込みがないと認めるとき。

(違反処分)

第42条 [次の各号](#)のいずれかに該当するときは、5万円以下の過料を科し、損害があつたときはこれを賠償させることができる。

(1) [第12条](#)の承認を受けないで、給水装置の新設、増設、改造、修繕([法第16条の2第3項](#)の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をした者

(2) 正当な理由がなく、[第21条第2項](#)のメーターの設置、[第29条](#)の使用水量の計量、[第38条](#)の検査又は[第40条](#)の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) [第9条第1項](#)の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(料金等の徴収を免れた者に対する過料)

第43条 詐欺その他不正の行為により、料金等の徴収を免れた者については、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科すことができる。

## 第6章 貯水槽水道

(市長の責務)

第44条 市長は、貯水槽水道([法第14条第2項第5号](#)に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行う。  
(設置者の責務)

第45条 貯水槽水道のうち簡易専用水道([法第3条第7項](#)に定める簡易専用水道をいう。[次項](#)において同じ。)の設置者は、[法第34条の2](#)の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 [前項](#)に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第7章 補則

(委任)

第46条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の武生市水道事業給水条例(昭和41年武生市条例第8号)又は今立町給水条例(平成10年今立町条例第7号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年3月30日条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月26日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第28条、第31条及び別表第1の規定は、平成20年6月1日以後にメーターの点検を行って計算した料金について適用し、同日前にメーターの点検を行って計算した料金については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第35条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に申込みがあった工事検査について適用し、同日前に申込みがあった工事検査については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月28日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1の規定は、平成23年9月1日以後にメーターの点検を行って計算した料金について適用し、同日前にメーターの点検を行って計算した料金については、なお従前の例による。ただし、同日から平成25年5月31日までの間にメーターの点検を行って計算した料金については、改正後の別表第1中「3,500円」とあるのは「3,100円」と、「11,000円」とあるのは「10,000円」と、「18,000円」とあるのは「16,000円」と、「36,000円」とあるのは「30,000円」と、「60,000円」とあるのは「48,000円」と、「100,000円」とあるのは「73,000円」と、「185円」とあるのは「160円」と、「240円」とあるのは「205円」と、「260円」とあるのは「220円」と読み替えるものとする。

3 この条例による改正後の第35条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に申込みがあった給水装置の使用の再開について適用し、同日前に申込みがあった給水装置の使用の再開については、なお従前の例による。

4 この条例による改正後の第35条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に申込みがあった工事検査について適用し、同日前に申込みがあった工事検査については、なお従前の例による。

5 この条例による改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に申込みがあった給水装置の新設又は改造工事について適用し、同日前に申込みがあった給水装置の新設又は改造工事については、なお従前の例による。

附 則(平成24年12月25日条例第32号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月19日条例第32号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月19日条例第11号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月21日条例第20号)

この条例は、令和3年10月1日から施行し、同日以後にメーターの点検を行って計算した料金について適用する。

別表第1(第28条関係)

(令3条例20・全改)

1 専用使用及び共用使用に係る給水料金(1箇月につき)

メーター口径	基本料金	水量料金(使用水量1立方メートル当たり)				
		5立方メートル以下	5立方メートルを超え10立方メートル以下	10立方メートルを超え30立方メートル以下	30立方メートルを超え100立方メートル以下	100立方メートルを超えるもの
13ミリメートル	840円	0円	40円	180円	240円	260円
20ミリメートル	1,320円					
25ミリメートル	3,500円	40円	60円			
40ミリメートル	11,000円					
50ミリメートル	18,000円					
75ミリメートル	36,000円					
100ミリメートル	60,000円					
150ミリメートル	100,000円					

備考

- 1 給水料金の額は、基本料金と水量料金との合計額とする。
- 2 [第31条第1項第2号](#)の規定による半月分の給水料金に係るこの表の適用については、次のとおりとする。
  - (1) 基本料金 この表に規定する基本料金の額の2分の1の額を基本料金とする。
  - (2) 水量料金 この表の水量料金の欄中「5立方メートル」とあるのは「3立方メートル」と、「10立方メートル」とあるのは「5立方メートル」と、「30立方メートル」とあるのは「15立方メートル」と、「100立方メートル」とあるのは「50立方メートル」と読み替える。

2 臨時使用に係る給水料金

使用水量1立方メートル当たり 600円



## 別表第2(第28条関係)

(平19条例35・旧別表第3繰上)

私設消火栓料(メーターの設置のないもの、演習用1装置につき)

口径別	時間	料金
内径75ミリメートル未満	放水時間5分までごとに	250円
内径75ミリメートル以上	放水時間5分までごとに	600円

ただし、双口消火栓は2装置とみなす。

## 別表第3(第34条関係)

(平23条例6・全改)

加入金

メーター口径	加入金額
13ミリメートル	60,000円
20ミリメートル	100,000円
25ミリメートル	160,000円
40ミリメートル	420,000円
50ミリメートル	660,000円
75ミリメートル	1,500,000円
100ミリメートル	2,600,000円
150ミリメートル以上については、市長が別に定める。	